



令和7年8月8日

奈良労働局長

石崎 琢也 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗



奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月11日付け奈労発基0711第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、奈良地方最低賃金審議会として政府及び中央最低賃金審議会に対し意見を具申するので、格別の御高配を賜りたい。

奈良県最低賃金を次のとおり改正決定すること

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 0 5 1 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 1 1 月 1 6 日

奈良県最低賃金の改正決定にあたっての付帯事項

政府および中央最低賃金審議会に対し、以下の点について迅速な対応を要望する。

- ① 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げを実現するために、すべての事業者が労務費を含むコスト上昇を速やかに価格転嫁できる体制（補助金・助成金等を含む）を早急に整えていただきたい。
- ② 社会保険料を含む、いわゆる「年収の壁」が人手不足の解消を妨げていることを認識し、早急に改善を行っていただきたい。
- ③ 地域間格差は最低賃金の相対的比率ではなくその金額の差が問題であることを認識していただき、今後はその解消に向けた施策を考えていただきたい。
- ④ 地域別最低賃金の審議にあたっては、関連施策の情報や地域別の統計資料を具体的に情報提供していただきたい。
- ⑤ 地域の良質な雇用の創出のために、地元企業と求職者のマッチングを国、都道府県、市町村の垣根を越えて、より一層積極的かつ有機的に推進していただきたい。